

財産の処分について

財産を処分するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日条例第43号）第3条の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、以下のとおり提出します。

平成30年11月6日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

財産の処分について

下記のとおり、土地を売り払うものとする。

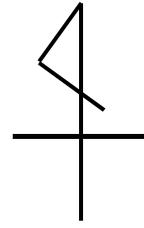
記

- 1 財産の表示 土地
愛知県知多郡武豊町字下山ノ田 64 番 275 始め 2 筆
雑種地 141,424.87 平方メートル
- 2 売払金額 236,000,000 円
- 3 売払の相手方 愛知県知多郡美浜町大字豊丘字樹木 104 番地 37
株式会社フラーゴラ
代表取締役 石 川 雅 巳

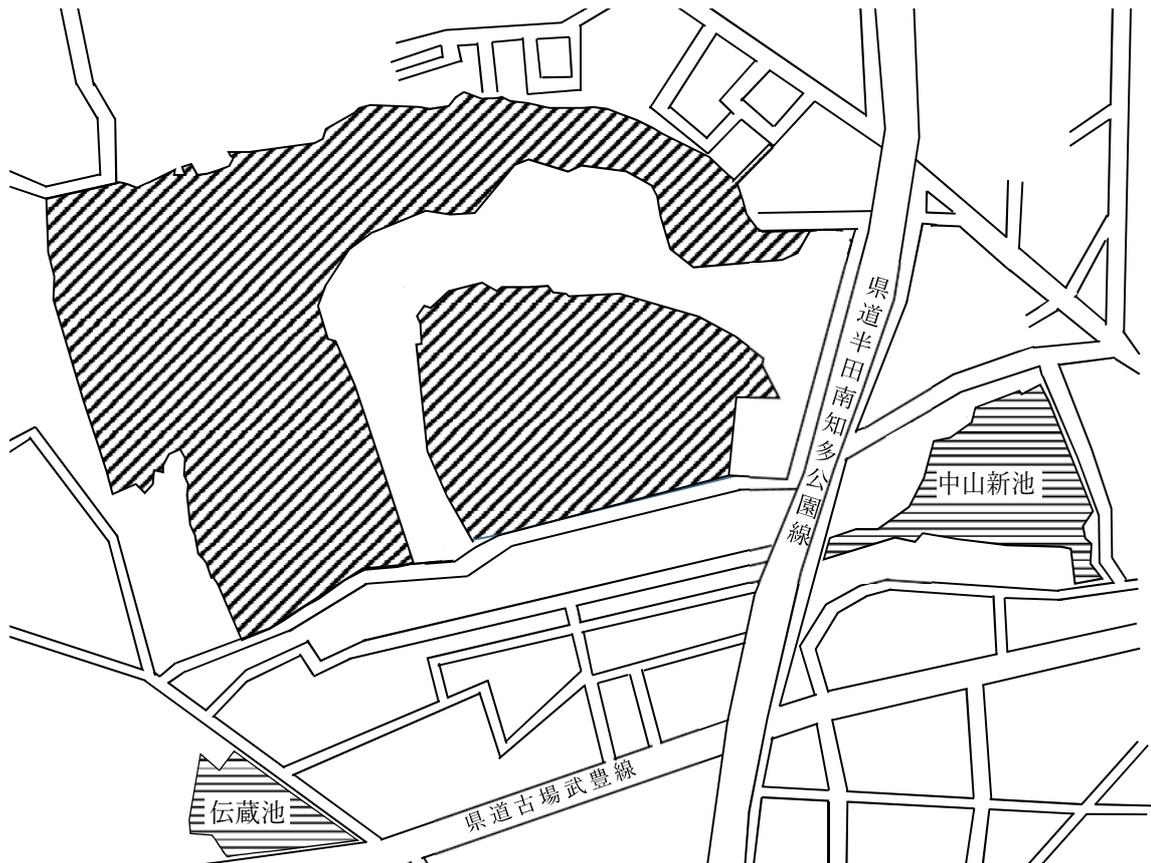
(理 由)

この案を提出したのは、公的利用の見込みがないと判断したことに伴い、土地を処分する必要があるによる。

(参 考 1)



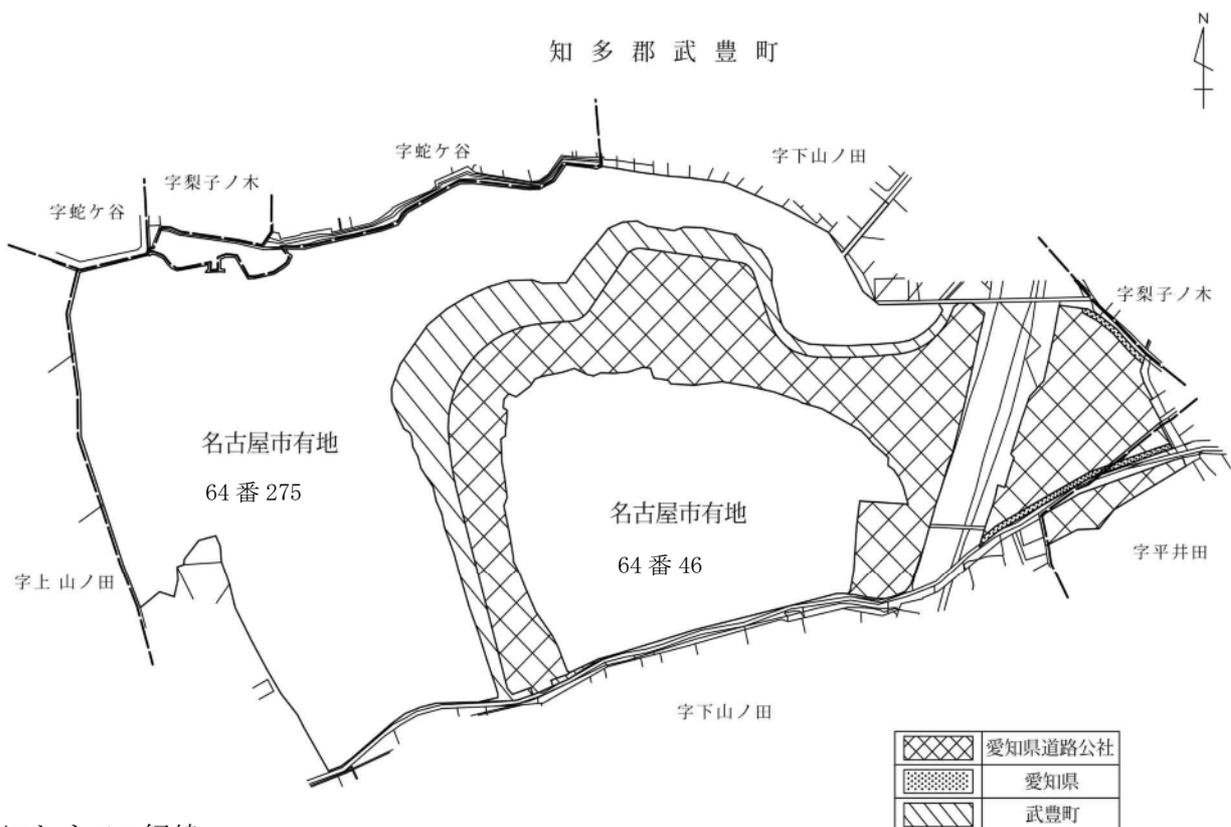
武 豊 町



売払予定地

財産の処分（旧武豊野外活動センター敷地）について

契約区分		地積	価格
I C等 整備用地	愛知県道路公社始め3者	63,608.73 m ²	301,504,326 円
	内訳 愛知県道路公社	48,329.84 m ²	268,286,892 円
	武豊町	14,422.39 m ²	25,423,284 円
	愛知県（知多建設事務所）	856.50 m ²	7,794,150 円
市有地	株式会社フラゴラ	141,424.87 m ²	236,000,000 円
敷地全体（合計）		205,033.60 m ²	537,504,326 円



※これまでの経緯

区分	IC等整備用地	市有地
平成30年5月11日	教育委員会議事提出	
6月19日	名古屋市会議案上程	
7月4日	議決	
7月5日		入札公告
9月4日	武豊町議会議案上程	開札
9月19日	売却用地引渡し（愛知県道路公社、愛知県）	
9月21日	武豊町議会議決	仮契約締結
10月23日	売却用地引渡し（武豊町）	
11月6日		教育委員会議事提出
11月中		名古屋市議会議案上程